

住宅改修費の受領委任払制度について（市民向け）

介護保険適用の住宅改修費の給付方法は、今まで利用者が改修費用の全額を負担したのちに市から9割、8割または7割相当分を利用者に対して支給する償還払い方式で行っていました。平成29年10月1日からこれと併せて受領委任払方式での支給を実施いたします。

受領委任払とは…

住宅改修の施工事業者と利用者の合意のもと、施工事業者は利用者から対象となる住宅改修費用の1割、2割または3割相当額を利用者の負担分として受け取ったうえで、残りの住宅改修費用の9割、8割または7割相当額（ただし、上限は18万円）を利用者に代わり施工事業者に市から支払うものです。

これにより、利用者の一時的な経済的負担が軽減されます。

利用者が受領委任払制度を利用しようとしたときには、あらかじめ市に登録し受領委任払制度を取り扱うことのできる登録事業者から住宅改修をしてもらう必要があります。

- 受領委任払ができる利用者の制限

次のいずれかに該当する場合、受領委任払は利用することができません。（申請後に該当から外れた場合については、受領委任払による支給ができなくなります）

- ① 介護保険料を滞納している場合
- ② 事業所に対する支払時点で、要介護認定の申請（新規申請、区分変更申請、更新申請）中であるため、要介護度が決定していない場合
- ③ 事業所に対する支払時点で、病院等に入院または介護保険施設等に入所しているなどにより、改修する自宅に現に居住していない場合。

- 住宅改修費支給の利用限度額は20万円までです。この額を超える部分の改修費用については支給対象となりません。（20万円は対象となる金額の上限であり、支給の上限額は自己負担割合によって18万円、16万円または14万円となります。）

- 受領委任払の流れ

1. 受領委任払を取り扱う登録事業者を決め、事業者と利用者の間で受領委任

払をすることについて合意してください。

受領委任払を取り扱う住宅改修施工事業者は、市に登録をしている「登録事業者」のみとなります。登録事業者は市役所長寿福祉課の窓口や、市のホームページ上で確認ができます。

2. 利用者(家族)・ケアマネージャー等と登録事業者の間で協議を行う。
実際の改修に関して、専門知識を持ったケアマネージャー等の助言を受けながら検討してください。
3. 事前申請（事前申請のない住宅改修については、住宅改修費の支給をうけることはできません）
改修工事前に次の書類を長寿福祉課へ提出してください。
 - ①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前申請確認依頼書兼確認書(受領委任払用)
 - ②住宅改修が必要な理由書(ケアマネージャー、福祉住環境コーディネーター2級以上などの人が作成したもの)
 - ③介護保険住宅改修の対象となる部分について確認できる工事費見積書
 - ④住宅改修前の状態が確認できる日付入りの写真。その他、工事箇所が確認できる図面等
 - ⑤住宅の所有者が利用者本人でない場合、住宅の所有者の承諾書
4. 事前申請後確認書発行を受けたうえで、改修工事を行う。
5. 改修工事完了後、利用者負担額(1割、2割または3割)を事業者へ支払い、利用者の名前で領収書を受け取ってください
6. 事後申請
施工事業者に利用負担額を支払ったのち、次の書類を長寿福祉課へ提出し、申請を行ってください。
 - ①介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書（受領委任払用）
 - ②住宅改修に要した費用に係る領収書(原本)
(コピーをとって原本をお返しします)
 - ③工事費内訳書
 - ④住宅改修後の状態が確認できる日付入りの写真
7. 事後申請の受付後、内容を審査し、当該住宅改修を行った登録事業者あてに「住宅改修費支給決定通知」を送り、費用の9割、8割または7割分が支給されます。